

市営住宅退去手続について	都市政策課 住宅政策係 (加東市役所 3階) TEL 0795-43-0517
---------------------	------------------------------------------------------

■退去届等の提出

退去されるときは、必ず退去予定日の5日前までに、「市営住宅返還届」を提出してください。

また、駐車場の契約をされていた方は、「駐車場返還届」も提出してください。

届出なしで退去された場合は、入居中とみなして家賃を請求します。

■原状回復について

退去までに、次のとおり入居者の費用で入居者が手配して原状回復または撤去を行ってください。

- ・ 畳の表替え、襖・障子の張替え（入居期間の長短に関わらず必ず行っていただきます）

※ 畳の表替え後は、畳が日焼けしないように暗幕養生してもらってください。

- ・ 入居者の故意又は不注意により損傷した箇所の修繕
- ・ 住宅本体の模様替え、増築建物、工作物、立木があるときは原状に回復、撤去
- ・ 不用家具等のゴミ類は処分すること（カーテンレール、台所・居室の照明器具も撤去）

※ 原状回復するまで退去として処理されません。

■電気、ガス、水道等の清算

電気、ガス、水道等の料金の清算は、ご自身で必ず済ませてください。

また、団地の共益費や地区の協議費等がある場合は、退去までに必ず代表者の説明を受け、清算を済ませてください。

■住宅の検査・鍵の返還

修繕等が完了しましたら、係員が完了検査を行いますので当課までご連絡ください。

検査後、係員から完了の報告を受けたら、入居時にお渡しした鍵を全て返還していただきます。

合鍵を作られている場合も合わせて返還していただきます。

※ 修繕が不十分な場合は、再度、修繕をしていただくことになります。

■家賃について

鍵を返還していただいた日が退去日となります。

退去月の家賃は、退去日までの日割り計算した家賃となります。

■敷金の返還

敷金は全額返還しますが、住宅を棄損あるいは滅失しているときはその損害賠償金、住宅使用料、駐車場使用料及び共益費（テレビ視聴料）に未納がある場合は、その金額を差し引いた額を返還します。

敷金は退去後、約1か月後に口座振込により返還しますので、「敷金振込先申出書」に指定口座を必ず記入してください。返還するまでの間、口座は解約しないでください。

なお、敷金に金利はつきません。

■提出していただくもの

退去前に提出	
市営住宅返還届	退去予定日の5日前までにご提出ください。
水道使用者変更届	閉栓は退去検査日に行います。
市営住宅敷金等返還請求書	通帳の写しも合わせて提出してください。
敷金領収書	紛失の場合は、市営住宅敷金領収書紛失届を提出。
駐車場返還届	駐車場の契約をされていた方(嬉野台、家原、下三草、小元団地)
住宅の完了検査後	
玄関の鍵	
倉庫の鍵	嬉野台、家原、下三草、小元団地の方
※合鍵も返還していただきます。	

■清算

ご自身で必ず済ませてください。	
区 分	窓 口
電気料金	使用している電気会社にお問い合わせください。
ガス料金	使用しているガス管理業者にお問い合わせください。
水道料金	加東市役所3階 水道お客さまセンター（閉栓は退去検査日）
電話料金	N T T（局番なしの116番）
その他(eo光サービス等)	ご自身で契約されたものについては、必ず原状回復の上、料金の清算をしてください。
団地の共益費等 地区の協議費等	団地の共益費や地区の協議費等がある場合は、退去までに必ず代表者の説明を受け、清算してください。

■今後の予定（※ 退去検査日等の変更により、異なる場合があります。）

退去検査予定日	年 月 日 () 午前 時 分～ 午後	
敷金返還先	敷金返還予定日	年 月 日
敷 金 円 預入日 年 月 日	返還予定口座	銀行・農協 口座番号 金庫・他 口座名義
退去月使用料 (年 月分) 円	<input type="checkbox"/> 敷金から差引きます。 (敷金 円 - 使用料 円 = 返還額 円)	
家 賃 円 駐車場 円	<input type="checkbox"/> 納付書で納めてください。(納付期限 年 月 日)	